

○中札内村部活動地域移行推進協議会設置要綱

令和5年4月25日教育委員会訓令第3号

中札内村部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 この設置要綱は、国における「運動部活動の地域移行に関する検討会議（スポーツ庁）」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議（文化庁）」の提言等を踏まえ、将来にわたり本村の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、休日における部活動の地域移行の実施と持続可能な活動の環境整備の推進を図るため、中札内村部活動地域移行推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会が所掌する事項は次のとおりとする。

- (1) 学校における部活動の現状と課題及び調査・研修等に関すること。
- (2) 部活動の地域移行方針の策定に関すること。
- (3) 部活動の地域移行に関すること。
- (4) その他、部活動の地域移行に関し必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 小・中学校の校長
- (2) 小・中学校の保護者
- (3) 社会教育委員
- (4) スポーツ推進委員
- (5) スポーツ・文化団体
- (6) 中札内ピータンスポーツクラブ
- (7) 学識経験者

(役員)

第4条 推進協議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の互選により選出し、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し議長は会長が当たる。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求めて、意見を聴くことができる。

3 推進協議会の会議は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

4 推進協議会の事務局は、教育委員会に置く。

5 事務局は、推進協議会の記録、会議資料の作成及び運営を補助する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報償の支給)

第8条 推進協議会の委員に、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の規定を準用する。

(旅費の支給)

第9条 推進協議会の委員に係る旅費の支給は、職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第12条）の規定を準用する。

(その他)

第10条 この設置要綱に定めるもののほか推進協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。